

# 働き方改革をめぐる労働法制改正の概要と動向

## ～7労働法一括改正法案の各概要と今後の国会等の動きを解説～

平成29年9月の厚生労働省・労働政策審議会において、働き方改革関連の7労働法一括改正となる「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱」が諮問・答申されました。時間外労働の罰則付き上限規制等の長時間労働是正策や同一労働同一賃金等、労働関係法令の改正が近く見込まれることから、その概要と今後の動向について解説いたします。

**日時** 平成30年2月14日(水) 14:30～16:30(受付開始:14:00～)

**場所** 産業貿易センタービル7階 720号室  
横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル7階

**講師** 一般社団法人 日本経済団体連合会  
労働法制本部 本部長 輪島 忍 氏

**参加費** 労働法研究会員 : 無料  
当協会会員 : ￥3,000  
非会員 : ￥5,000  
※当研究会員の事業所であれば、代理の方でも、何名参加されても無料です。  
※すべてテキスト代・消費税込み

**講義内容** (予定概要)

- 7労働法一括改正法案の各概要について
  - 働き方改革を総合的かつ継続的に推進する“基本方針”(雇用対策)
  - 長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現等
    - 時間外労働の罰則付き上限規制等、労働時間に関する制度見直し(労働基準法)、②勤務間インターバル制度の普及促進等(労働時間等設定改善法)、③産業医・産業保健機能の強化(労働安全衛生法等)
  - 雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保
    - 同一労働同一賃金等、不合理な待遇差を解消するための規定整備(パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法)、②労働者に対する待遇に関する説明義務の強化(同上)、ほか
- 国会等における改正法案の今後の動向について
- その他、質疑応答

**会場案内** JR、市営地下鉄関内駅下車、徒歩15分  
みなとみらい線「日本大通り駅」3番出口下車、徒歩5分



**【申込方法】** 下記申込書にご記入の上FAXにてお申し込み下さい。  
参加証は発行いたしませんので、当日会場へお集まり下さい。

**【注意事項】** 締め切り後のキャンセルはキャンセル料(全額)を申し受けますので予めご了承下さい。

(一社)神奈川県経営者協会 〒231-0023 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル7F  
TEL 045-671-7060, FAX 045-671-7087 担当: 深澤 <http://www.kana-keikyo.jp>

申込FAX送信先: 045-671-7087

平成 年 月 日

※切: 2月9日(金)

労務委員会 & 労働法研究会 <2/14(水)> 参加申込書

hp

会社事業所名		いずれかに○印	
		労働法研究会員 or 協会会員 or 非会員	
住所		TEL	FAX
〒			
申込者所属役職	申込者氏名	申込者E-mail	
参加者所属	参加者役職	参加者氏名	参加者ふりがな
上記の通り 名参加。参加費合計 円(は イ)銀行振込、ロ)郵便振替、ハ)当日持参 いたします。			

【お振込先】シヤカガワバンク/銀行振込(横浜銀行本店当座0003333)、郵便振替(00210-7-2389)